

社会福祉法人経営情報

TKC社会福祉法人経営研究会・アドバイザー認定事務所

税理士法人 あおぞら

介護福祉施設の人材確保、高齢者の活用を考える

平成 30 年 1 月

目 次

【経営・労務】

なるほどこの手があったか。介護福祉施設の人材確保	2~4P
見えない人には実在しない運命の岐路	5P
財務分析の必要性（基本編）	6P
(1) 財政状態の分析（貸借対照表分析）	7P
(2) 収益状況の分析（事業活動計算書分析）	8P
(3) 収支状況の分析（資金収支計算書分析）	9P
財務分析表（例）	10P

【経理事務】

知っていると仕事だけでなく生活にも役立つ	
平成 30 年 1 月から配偶者控除等の影響は？	11~13P
今からマスターしよう。「消費税、軽減税率とインボイス」	15~16P

【確定申告を予定されている方へ】

医療費控除でかしこく節税を	17~19P
---------------	--------

【ちょっと気になる新聞報道】

■ 経団連 保育所整備 負担表明へ	20P
■ 努力生かせぬ介護	20~21P
■ 介護不安、民間保険で軽減	22~23P
■ 3~5歳児教育無償化、介護福祉士 月 8万円賃上げ	23P
■ 医療・介護 効率化半ば	24P
■ 政府、新たな経済政策を発表	24P
■ 介護報酬 0.5%程度上げ 政府調整 国民負担 500億円増	25P
■ 介護報酬 0.54%上げ 政府、来年度 6年ぶり増額	25~26P

【コラム】

知っておきたい！ 運命を変える、ガン知識	27P
----------------------	-----

【経営・労務】

なるほどこの手があったか。介護福祉施設の人材確保

1 人で成り立つ福祉事業だが、人手不足は深刻な状況

社会福祉事業は完全な労働集約型産業で、まさに「人」で成り立っている業界です。それにもかかわらず、社会福祉法人の人出不足は深刻そのものです。厚生労働省の調べによると、例えば平成28年11月時点の介護職の有効求人倍率は3.40倍、全職種平均の1.31倍を大きく上回っています。さらに東京都では、平成29年1月時点でも5.21倍となっており、これは異様な数字といえるでしょう。

また厚生労働省の発表によると、2025（平成37年）には、介護職員が約38万人不足する見込みです。経営幹部の方々や人事部門の責任者等の皆さんには、十分にそのことを実感されていることでしょう。

このように、圧倒的な人材不足が叫ばれる中で、どのように人材を獲得していくらよいのでしょうか。結論からいえば「これだ！」という決定的な手立てがある、というほど簡単な話ではありません。社会福祉制度という枠の中で経営する以上、他の同業法人と圧倒的に差を付けた処遇を職員に行なうことが、現実的には難しいからです。

そのため「有効だと思われる手段」を「複合的、かつ継続的」に打ち続けるしかありません。この「有効だと思われる手段」とは何でしょうか？これを皆さんと一緒に探ってまいりましょう。



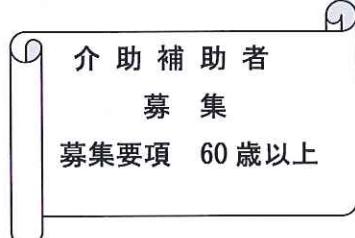
2 最近の動き

「65歳以上の働き手活かす」

（平成29年8月7日 日本経済新聞 「朝刊」）

65歳以上となると多くの会社では、再雇用の期間を超え、退職者は自ら仕事を探さないと見つかりません。多くの退職者の中には年金があるため、1日3～4時間で週3日勤務、月数万円の給与をもらえば、そこで働きたいという人がかなりいます。

全国老人保健施設協会の東憲太郎会長は三重県で施設を運営する。深刻な人手不足について「地方自治体が介護に使える基金は、ほぼ施設整備に回り、人材確保の原資があまりにも少ない」と指摘しています。



その少ない資金のなかから三重県が試験的に実施したのが、高齢者に施設で働いてもらう「介護補助」の採用支援です。清掃や食事の片づけ、風呂掃除など資格がなくてもできる仕事を担当していただきます。

東氏の施設では想定以上の41人が応募があり、7人を採用されました。「将来の（自らの）介護や認知症への不安があったから」、「病院を退職して家にいて、病院勤務は体力的にきついが、この仕事ならできる」という声が寄せられました。看護師や介護士のOBもおられました。介護資格者が介護に直接あたる時間が増えた半面、長時間残業が減り、その残業手当が減る分で採用増のコストをほぼまかなえたとのことです。

今、介護福祉施設では、従業員の確保に大変苦労されています。これは法人の規模に関係なく共通の課題であり、どの法人へお伺いしても施設長の方々からは、人が足らない足らないというお話をお聞きします。

ところで、介護職員を募集する際、法人側では、いったい募集年齢をどのように定めているのでしょうか。例えば保育所では、福祉の対象が幼児であるため、どうしても保育士の方は体力のある若い職員が必要となります。

しかし、介護老人福祉施設の入居者や施設を利用する方々は、高齢者であり、体が自由に動く方は少ないのではないでしょうか。保育所の子どもたちとは違い、走ったり跳んだりするようなことはありません。

であれば、介護職員が必ずしも若い人でなくてもよいのではないか。すなわち、高齢者介護に従事する介護職員は、元気な高齢者を活用することもできるのではないかと考へるのは私だけでしょうか。



picta.jp - 21807111

同じ高齢者であっても元気な高齢者はまだまだ多いのです。しかも今の高齢者やその下のシニア層の方々には、働く意欲が非常に高い方が多い。これらの方々は、支えられる側に回るのを待つのではなく、支える側に回ることにより、高齢者であっても働き甲斐や生きがいを感じる人も多いのではないでしょうか。もちろん若い人に比べれば体力的には劣るため、フルに勤務するのではなく、週に2日～3日の勤務シフト制も考慮し、無理のない労働環境も必要となることでしょう。力のいる業務については、そろそろ介護ロボット等の活用も検討してもよいのではないかと存じます。

一つの例を紹介します。

(平成29年12月7日 日本経済新聞「朝刊」、「年齢の分断」時代遅れ)

川崎市の特別養護老人ホーム「クロスハート幸・川崎」を運営する社会福祉法人、伸こう福祉会（横浜市）は職員の定年が70歳だが、80歳まで非常勤で働けます。法人全体で65歳～74歳の職員は163人、75歳以上も11人います。食事介護をしている松村ゆり子さんは72歳の介護職員。「（入居者と）同世代だから姉妹みたいに仲良くなれるのよ」。高齢者も支える側に加われば安心網の土台はもっと強くなると思います。

さて、利用者の方々の話相手として 20 代や 30 代の介護士の方々では、生きた時代が違います。話がかみ合わないのは当たり前です。しかし同世代に近い方々であれば、話にも花が咲き、利用者の方々の満足度も高まるではないかと思うのですが、皆様はいかがお考えになりますか。



見えない人には実在しない

運命の岐路

ここにご紹介する講演録は、多くの会計人が当時としては大金を投入してコンピューター会計を導入するきっかけとなった（故）飯塚毅氏（法学博士、公認会計士、税理士）のものです。その後、この講演録は「電算機利用による会計事務所の合理化のテキスト」として編集されました。

今から40年も前のものです。当時は多くの会計事務所では、手書き、そろばんで十分に仕事ができましたし、誰もがこれからもそれでメシが食べていけると信じて疑わない時代でした。コンピューターは、とても高価であり、使い方も分からず、だから当分必要ないと思われていたのです。

ところが飯塚氏は、「それではダメだ。コンピューター会計を早急に導入し、業務の効率化を推進し内部体制を構築し、同時に職員研修を実施していく体制にあっていかなければ、日本の会計人は世界の潮流から完全に取り残され、誰からも相手にされない不要な存在となる」と全国の税理士、公認会計士にその危機感を訴えたのです。

今や、コンピューター会計は当たり前であり、インターネットを介してのクラウド会計や金融機関と連携したフィンティク会計、AIを活用した会計システム等々、その進歩たるや目をみはるものがあります。

そこで、社会福祉法人と会計事務所では業務内容は違いますが、経営の考え方として何かの参考になるのではないかと思いご紹介させていただきます。

「算機利用による会計事務所の合理化のテキスト」より

ある者を認識し得ない人達にとっては、そのものは実在しない。細菌の恐ろしさを認識し得ない人にとって、細菌の恐ろしさは実在しない。いまここに運命の岐路があると認識できる人にとっては、運命の岐路は実在するが足下に、運命の岐路を読み取れない人にとっては、自分がいま運命の岐路に立っているとの実感はない。

自分の足下に、無形である運命の岐路が横たわっていると直覚できる人は幸いである。その人は、没落消滅の悲運に泣かずして済むからである。

コンピューター（現在ならさしづめ、AI（人工知能）、ロボット、IOT、ICTに該当すると思われます）の猛烈な普及浸透の時代だと割り切ったとき、自分の足下には、運命の岐路が歴然として横たわっていることを知らなければならぬ。遅れることに意味と価値があるならば遅れるのもよい。だが遅れることは、時代から遅れることであり、それだけ自分の問題解決を先へ先へと押しやっているにすぎない。そのことは、自分の運命が困難なところまで刻まれてしまう成り行きを放置していくことを意味する。

財務分析の必要性（基本編）

社会福祉法人が安定的・継続的に存続するためにも財務分析を行い、法人の状況を把握しておく必要があります。また、社会福祉事業に参入してきた民間企業との競争が加速している現在、財務分析による法人の財政状態及び経営成績の把握は必要不可欠です。

現在、我が国では、高齢化が急速に進展しており、総人口が占める 65 歳以上（高齢化率）は、平成 22 年（2010 年）の 23.0% から平成 47（2035）年 33.4%、平成 62（2050）年に 38.8% に達すると推計されています（参考データ：「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所））。

そのため、高齢者介護に対するニーズはますます大きくなることが想定され、高齢者介護サービスを安定して提供し続けるための体制構築が、全国レベルでの課題となっています。

こうした中、これまで社会福祉を支える担い手であった社会福法人には、安定的に地域福祉に貢献できるように、効率的で健全な法人経営を行うことが求められるようになっています。そのため意思決定機関である理事会では、法人の経営状態その他の情報を継続的に把握し、理解するために、経営分析を実施することが必要になってきています。

また、社会福祉サービスのニーズが拡大することに対応して、民間企業の参入も多く今後、業界の競争は激しくなることでしょう。そのため社会福祉法人でも競争力を養っていくことが課題となると考えられます。そうした場合、経営分析によって事業の継続性を確保するための収益力や資源の合理的な配分を把握しておく必要があります。

月次の会計処理は翌月はじめには
完了するようにしましょう



会計のスピード化

事務長は、前月の財務内容を月始め
には分析し、経営管理しましょう



今、民間企業では、当たり前のように実施されている会計処理のスピード化と効率化、財務分析の手法については、会計専門家からアドバイスを是非もらいましょう。

(1) 財政状態の分析（貸借対照表分析）

財政状態に関する分析では、法人が支払義務に対してどの程度の支払能力を有しているかという安全性（流動性、安定性ともいいます）に注目します。主な分析指標としては、「流動比率」、「当座比率」、「固定長期適合率」、「純資産比率」があります。

貸借対照表

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純 試 算

①短期安定性【流動比率・当座比率】

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$
$$\text{当座比率} = \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}}$$

【解説】本指標は短期的な支払能力を示し、①流動比率は一般的には200%以上あることが望ましく、②当座比率は一般的には100%以上あることが望ましい。

②長期安定性【固定長期適合率・純資産比率】

$$\text{固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{純資産} + \text{固定負債}}$$

【解説】本指標は長期的な支払能力を示す指標です。通常は100%以下であることが望ましい。

$$\text{純資産比率} = \frac{\text{純資産}}{\text{総資産}}$$

【解説】総資産に対する純資産の割合です。純資産比率が高ければ、それだけ借入金が少なく、健全な経営を行っていると言える。

短期的な支払は
大丈夫ですか



(2) 収益状況の分析（事業活動計算書分析）

社会福祉事業を維持するために、適正な水準の収益性を保持できているかについて注目することになります。また、事業を継続するために、獲得した収入を合理的に費用配分しているかどうかについても留意する必要があります。

主な分析指標としては「定員 1 人当たりの経常増減差額率」、「人件費率」、「事業費率」、「事務費比率」があります。

事業活動計算書

自〇年 4月 1日 至 〇年 3月 31日

勘 定 科 目		
サ 増 減	収 益	サービス活動収益
ビの ス部 活 動	費 用	人件費 事務費 事業費
		サービス活動増減差額
サ外 増 ビ減 ス外 活の 動	収 益	借入金収益
	費 用	
		サービス活動外増減差額
		経常増減差額

業務の収益性や経費の合理性
のバランスは大丈夫ですか？



【定員 1 人当たりの経常増減差額率】

$$\text{定員 1 人当たりの経常増減差額率} = \frac{\text{経常増減差額}}{\text{定員数}}$$

【人件費比率】

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{サービス活動収益計}}$$

【事業費比率】

$$\text{事業費率} = \frac{\text{事業費}}{\text{サービス活動収益計}}$$

【事務費比率】

$$\text{事務費比率} = \frac{\text{事務費}}{\text{サービス活動収益計}}$$

(3) 収支状況の分析（資金収支計算書分析）

法人事業の継続性を確保するために、収支のバランスに注目して分析することになります。主な分析指標としては「事業活動資金収支差額率」や「債務償還年数」があります。

勘定科目				
事業による活動による 収入	収入			
	事業活動収入計			
	支出			
	事業活動支出計			
事業活動資金収支差額				
施設による整備による 収入	収入			
	施設整備等収入計			
	支出			
	施設整備等支出計			
施設整備等資金収支差額				
その他の活動による 収入	収入			
	その他の活動収入計			
	支出			
	その他の活動支出計			
その他の活動資金収支差額				
当期資金収支差額合計				

【事業活動資金収支差額率】

$$\text{事業活動資金収支差額率} = \frac{\text{事業活動資金収支差額}}{\text{事業活動収入計}}$$

【解説】

事業活動による資金収支のバランスを示す指標であり、プラスであることが求められます。



【債務償還年数】

$$\text{債務償還年数} = \frac{\text{借入金残高合計}}{\text{事業活動資金収支差額}}$$

【解説】

本指標は当期の資金収支差額を基準とした場合における法人の借入金に対する償還能力を表します。年数が短いほど償還能力が高いといえます。



資金繰りは大丈夫ですか？



財務分析表（例）

経営指標による分析

○○社会福祉法人の財務情報

単位：万円

		X1年度	XO年度
【資金収支計算書】			
事業活動収入計	⑨	2,236	2,328
事業活動支出計		2,265	2,310
事業活動資金収支差額	⑩	-29	18
施設整備等収入計		0	0
施設整備等支出計		-21	-36
施設整備等資金収支差額		-21	-36
その他の活動資金収支差額		45	33
当期資金収支差額合計		-5	15
【事業活動計算書】			
サービス活動収益計	①	2,325	2,430
サービス活動費用計		2,392	2,434
(うち人件費)	⑪	1,496	1,550
(うち事業費)	⑫	380	355
(うち減価償却費)		30	28
サービス活動増減差額		-67	-4
経常増減差額	②	-60	13
【貸借対照表】			
流動資産	③	615	608
(うち現金預金)	⑤	440	425
固定資産	⑧	717	772
(うち基本財産)		10	10
(うち有形固定資産)		235	214
(うち減価償却累計額)		135	105
総資産	⑥	1,332	1,380
流動負債	④	228	230
固定負債	⑬	242	228
純資産	⑦	862	922
(うち基本金)		10	10

経営分析表

分析項目		X1年度	XO年度
(収益性)			
経常増減差額比率	② ÷ ①	-2.58%	0.53%
(短期安定性)			
流動比率	③ ÷ ④	269.74%	264.35%
当座比率	⑤ ÷ ④	192.98%	184.78%
(長期持続性)			
純資産比率	⑦ ÷ ⑥	64.71%	66.81%
固定長期適合率	⑧ ÷ (⑦ + ⑬)	64.95%	67.13%
(資金繰り)			
事業活動資金収支差額率	⑩ ÷ ⑨	-1.30%	0.77%
(合理性)			
人件費率	⑪ ÷ ①	64.34%	63.79%
事業費率	⑫ ÷ ①	16.34%	14.61%
(効率性)			
総資産経常増減差額率	② ÷ ⑥	-4.50%	0.94%



の箇所は問題あり。収益の低下により資金繰りが前年と比較すると悪くなっている。早急に改善策を検討しなければならない。

【経理事務】

知っていると仕事だけでなく生活にも役立つ

平成30年1月から配偶者控除等の影響は？

平成30年から配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されます。そのためか、「103万円の壁が150万円の壁になるのですか?」「所得税は減税になるのですか?」といった質問がよくあります。配偶者控除の改正の影響は、納税者本人と配偶者それぞれの所得によって異なります。

今、あなたは、配偶者ですか。それとも納税者本人ですか。特に配偶者の方は覚えておくと得になることが一杯あります。

1. 配偶者控除に所得制限が設けられる

配偶者控除には、性別の規定はありませんが、例えば夫婦共働きで、妻が夫の扶養の範囲内でパート勤めのケースであれば、妻が「配偶者」になり、配偶者控除を受ける人は夫（納税者本人）になります。

※以下では、理解を容易にするため、配偶者控除を受ける人を「夫」、その配偶者を「妻」と仮定して説明します。



まず、妻のパート収入が103万円以下であれば夫は最高38万円の「配偶者控除」を受けることができますが、改正により平成30年1月から、夫に所得制限が設けられました。



夫の収入（給与収入。以下同じ）が年1,120万円を超えると控除額が遞減（38万円→26万円→13万円）し、年1,220万円を超えると適用が受けられなくなります。

夫の年収が高い場合には、増税になりますが、夫の年収が1,120万円以下で妻の年収が103万円以下の範囲であれば、改正前と変わりはありません。（図表参照）

2. 配偶者特別控除の控除枠が拡大

妻の年収が年103万円を超えると、妻の収入に所得税がかかります。これは改正後もかわりません。また夫は配偶者控除の適用ができなくなりますが、代わって「配偶者特別控除」を受けることができます。

配偶者特別控除は、妻の収入によって段階的に縮小されますが、改正によって、夫の所得から最高 38 万円の控除を適用できる妻の収入は年 150 万円以下まで拡大されています（改正前は 105 万円未満）。

配偶者特別控除にも配偶者控除と同様の所得制限が設けられましたが。控除対象となる妻の収入が年 201 万円まで拡大されたため減税になるケースが増えます。

※国税庁の試算では、夫の収入が年 1,120 万円超 1,220 万円以下で、妻の収入が年 103 万円超 141 万円未満の場合、控除額の遞減によって一部で増税になるケースがあります。

3. 「年収の壁」は他にもある

最高 38 万円の控除を適用できる妻の収入の上限が年 150 万円に引き上げられましたが単純に収入 150 万円まで働けば、世帯手取額が増えるとは限りません。

配偶者（特別）控除以外にも「年収の壁」はあります。例えば、社会保険には「130 万円（又は 106 万円）の壁」があり、妻自身か社会保険料を負担することになると妻の給与額が増加しても一定額までは世帯の手取額が減少する逆転現象が生じます。

■ 金額別に見た「年収の壁」

- 100 万円の壁…住民税の壁
- 103 万円の壁…所得税の壁
- 106 万円の壁…大企業の社会保険の壁
- 130 万円の壁…社会保険の壁
- 150 万円の壁…拡大した配偶者特別控除の壁



その他、夫の勤務先の定めた配偶者手当の支給対象の基準となる金額も「年収の壁」の一つといえます。

会社によっては、配偶者が年収 103 万円を超えると配偶者手当が無くなる社内規程を設けている場合もありますので注意が必要です。

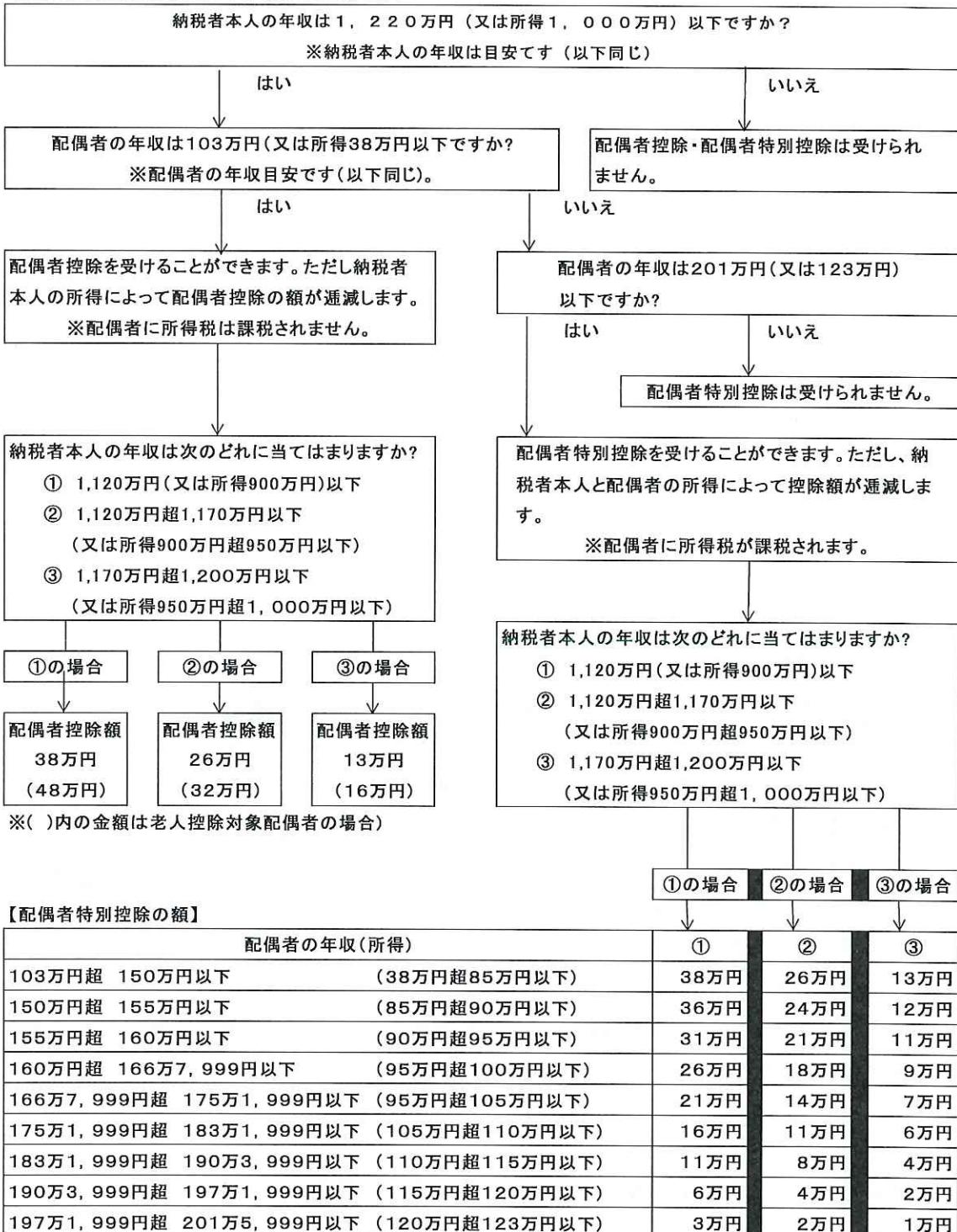
※近年、最低賃金の引き上げにより、勤務時間が変わらなくても年収が増加して、各種の壁に悩むパートを雇用する場合もあるかと存じます。

法人の経理担当者（特に給与計算を行う従業員の方）は、正しい知識をマスターし、他の従業員の方々に説明してあげましょう。

経理担当者の方は、給与や源泉所得税について、正しくマスターしましょう。
わからない時は会計専門家（税理士又は会計事務所スタッフ）に聞いて覚えましょう。



【図表】自分の配偶者控除等の額はどうなるのか?



今からマスターしよう。

「消費税、軽減税率とインボイス」

消費税率 10%への増税と 8%の軽減税率の増税は平成 31 年 10 月 1 日からスタートする予定です。

社会福祉法人では、多くの法人が免税事業者であり、直接消費税は関係ないとお考えの法人も多いと存じます。しかし、社会福祉法人とはいえた飲食料品の購入や外部への委託費、光熱水料費等の経費などの支払には消費税がかかり消費税の支払をしています。

考えてみればこれら経費の支払については消費税を支払っているのに、利用者への請求等や介護保険等の収入には、消費税は含まれていないのですから、社会福祉法人にとっては、支払った消費税分だけ余分に経費がかかっているともいえます。従って社会福祉法人にとって、消費税は関係しないどころか、消費税率 10%の増税は、経費の増大を招きこれからの経営において重要な影響を与えることになります。

さて、消費税の軽減税率制度では、①食料品（食品表示法に規定する食品）と②宅配新聞（週 2 回以上発行される宅配新聞が軽減税率）が「消費税 8%」の対象となり、それ以外は標準税率「消費税 10%」となります。

社会福祉法人では、飲食料品を仕入れた場合、仕入業者からの請求書、納品書において、軽減税率が適用されているかどうかを必ずチェックしなければなりません。標準税率で請求されていた場合は、仕入業者に対して請求書や納品書を訂正してもらうと同時に、仕入金額についても軽減税率適用の金額を支払うようにしなければなりません。



なお、食品表示法に規定する食品であっても「酒類」は軽減税率の対象にはならず、標準税率となります。さらに宅配新聞であっても駅やコンビニ等で購入する新聞も軽減税率の対象とはならず標準税率となります。

外食について

一般に外食といわれる食堂やレストランでの飲食は標準税率となります。すなわち「飲食設備のある場所等において行う食事の提供」は標準税率なのです。

一方、持ち帰り弁当やコンビニ等での持ち帰りの食品については「飲食料品の譲渡」として軽減税率となり、コンビニのイトインコーナーで持ち帰りのできる弁当などを食べたとしても、顧客から店内で飲食する旨の申請がない限り、飲食料品を譲渡したものとして軽減税率でよいとのことです。

ケータリングと呼ばれる出張による料理の提供やホテルのルームサービスのように、顧客の指定した場所で行う料理の提供は、食事の提供として標準税率となります。

有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅での食事（高額な食事には標準税率が適用されるので注意する）の提供や学校給食のように、生活を営む場所で提供される食事は軽減税率を適用してよいことになっています。

出前や宅配は「飲食設備等のない場所において行う食事の提供」であり、軽減税率が適用できることになります。

日本型インボイス制度について

現行の消費税法では、法定事項が記載された帳簿と請求書を保存すること（請求書保存方式）が仕入税額控除の要件とされています。

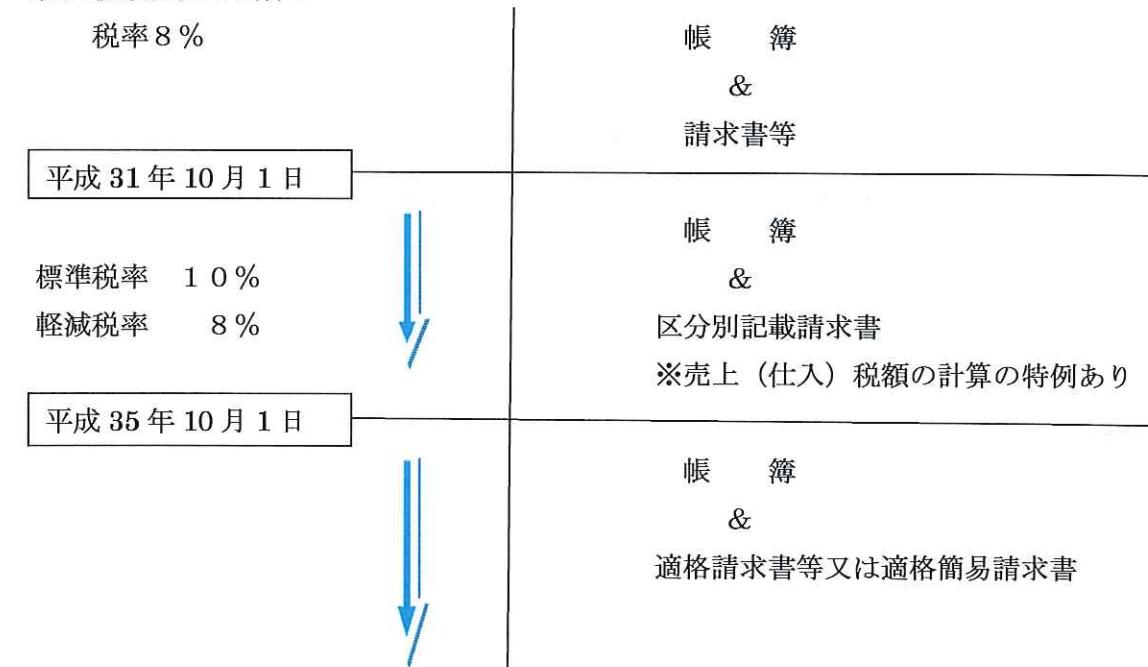
軽減税率制度が導入された場合は、現行制度では適正な仕入控除額の計算が困難であることから「日本型インボイス制度」を導入することになります。

ただし、軽減税率制度がスタートする平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの 4 年間は、適格請求書等（日本型インボイス）に移行するための準備期間として、現行の請求書等に若干の記載事項を追加した「区別記載請求書等」の存在があれば、仕入税額控除を認めることにしています。

平成 35 年 10 月 1 日以降の取引については、適格請求書発行事業者登録制度を創設し、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存を仕入税額控除の要件とすることになっています。

なお、「適格請求書」が導入された場合であっても、帳簿の保存要件は継続されます。

<仕入税額控除の要件>



(区分別記載請求書の例)

日本型インボイス

(適格請求書の例)

請求書		
○○社会福祉法人御中		
平成○年 11月 30日		
11月分 18,400円 (税込)		
日付	品 名	金 額
11/1	小麦粉※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉※	10,800円
合 計		18,400円
10%対象		16,200円
8%対象		2,200円
△△商事		

請求書		
○○社会福祉法人御中		
平成○年 11月 30日		
11月分 17,000円 (本体) △△商事		
日付	品名	金 額
11/1	小麦粉	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
11/2	牛肉	10,000円
合 計		17,000円
消費税		1,400円
10%対象 2,000円 消費税 200円		
8%対象 15,000円 消費税 1,200円		
事業者番号 ○○○○○○		

■軽減税率の対象となる飲食品の範囲

- ①農産物（米穀・野菜・果実など）、畜産物（食肉・牛乳・食用鶏卵）、水産物（魚類・貝類・海藻類など）
- ②麺類、パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他構造又は加工された食品
- ③食品衛生法に規定する添加物

なお、下記の①～②に掲げるものは軽減税率の適用はありませんのでご注意ください。

- ①医薬品・医薬部品外・再生医療等製品
- ②酒税法に規定する酒類

(注意) 文書上の平成という年号は、平成31年4月30日、天皇陛下の退位により変更されますが、現時点ではまだ、新年号は定められておりませんので、平成という年号で記載させていただきました。

【確定申告を予定されている方へ】

医療費控除でかしこく節税を

家族揃ってレストランでの食事代ぐらいの金額は、戻ってくるかもしれません。知りたい、医療費控除とセルフメディケーション税制の違い。最近では確定申告される方々も多くなってまいりました。

医療費控除については、ほとんどの方がご存知だと思います。ただし、実際に申請をされている方はそれほど多くはありません。そもそも医療費控除とは1年間（1月1日～12月31日）の家族の医療費や介護費用の自己負担額が合計で10万円（所得によって異なります）以上の場合は、その金額から10万円を差し引いた額を所得から控除できるという税制です。

知っているものの、実際に申請する人が少ない最大の理由は、1年間に支払った医療費が10万円を超えることなく申請しても意味がないという点にあると思います。多くの人が「うちがあまり病院にかかるないから、医療費控除は関係ない」と思い込み医療機関の領収書や医薬品を購入した際のレシートを集めていない人が多いようです。

しかし、医療費控除の対象となるものが何かを知ると、意外と10万円を超えてるケースもあるのではないでしょうか。医療費控除の対象となるのは、介護費用の自己負担額や医療機関での診察料の自己負担額、医師に処方される医薬品の金額だけではありません。通院や入院のために乗ったバスやタクシーなどの交通費も対象ですし、薬局やドラッグストアで購入できる一般用医薬品も対象になります。そのほか、服薬補助ゼリー やオブラートなど医師の指示により治療薬を飲むために必要なものも含まれます。さらに、高額なのに意外と忘れるのが、治療のためのマーサージや鍼灸の施術費用です。もちろん自分だけでなく生計を一にする家族の分も合算することができます。こういった金額を一つひとつ積み上げてみると、意外と10万円を超えることがあるかもしれません。

それでもなお、年間の医療費の自己負担額が10万円を超えない人でも利用できる可能性のある新しい制度が「セルフメディケーション税制」です。これは従来の医療費制度の特例として今年からスタートしたもので、申請するには確定申告をする人が健康診断や予防接種などを受けていることが前提条件です。その上でOTC医薬品（スイッチOTC医薬品）の年間購入額の合計が1万2千円を超えた場合、その超えた金額を所得控除できるという税制です。この場合も生計を一にする家族の分を合算することができます。



	医療費控除	セルフメディケーション税制
対照	介護自己負担分、治療または療養に必要な医薬品・服薬補助ゼリーなどの製品、治療具、交通費など	スイッチOTC医薬品 (特定成分を含む市販薬)
対照金額	実際に支払った介護・医療費の合計額-険金などで補てんされる金額-10万円(もしくは総所得の5%のいずれか低い金額)	スイッチOTC医薬品の購入費用 1万2千円から
上限額	200万円	8万8千円
控除を受けるために必要な取組	特になし	特定健康検査、予防接種 定期健康診断、健康診査 ガン健診 ※いずれか

制度を利用するには確定申告が必須 申告期間は2月16日～3月15日

「セルフメディケーション税制」の目的は、健康の維持推進や疾病の予防の取組=セルフメディケーションを推進することあります。その背景には高齢化が進み、医療費が高騰、日本の医療費保険制度の存続が危ぶまれているという状況があります。そこで、日頃から自分の健康状態や生活慣習に配慮し、定期的に健康診断や予防接種を行い、生活慣習に配慮し、定期的に健康診断や予防接種を受け、軽い症状であれば市販薬を上手く活用するなど、自分の健康を自分で管理している人を応援しよう、と始まったのがセルフメディケーション税制です。

新しい税制を利用するときに気をつけたいのは、従来の医療費控除と同時に利用することはできないということです。どちらを利用する方が施税につながるかを考え、申請する必要があります。

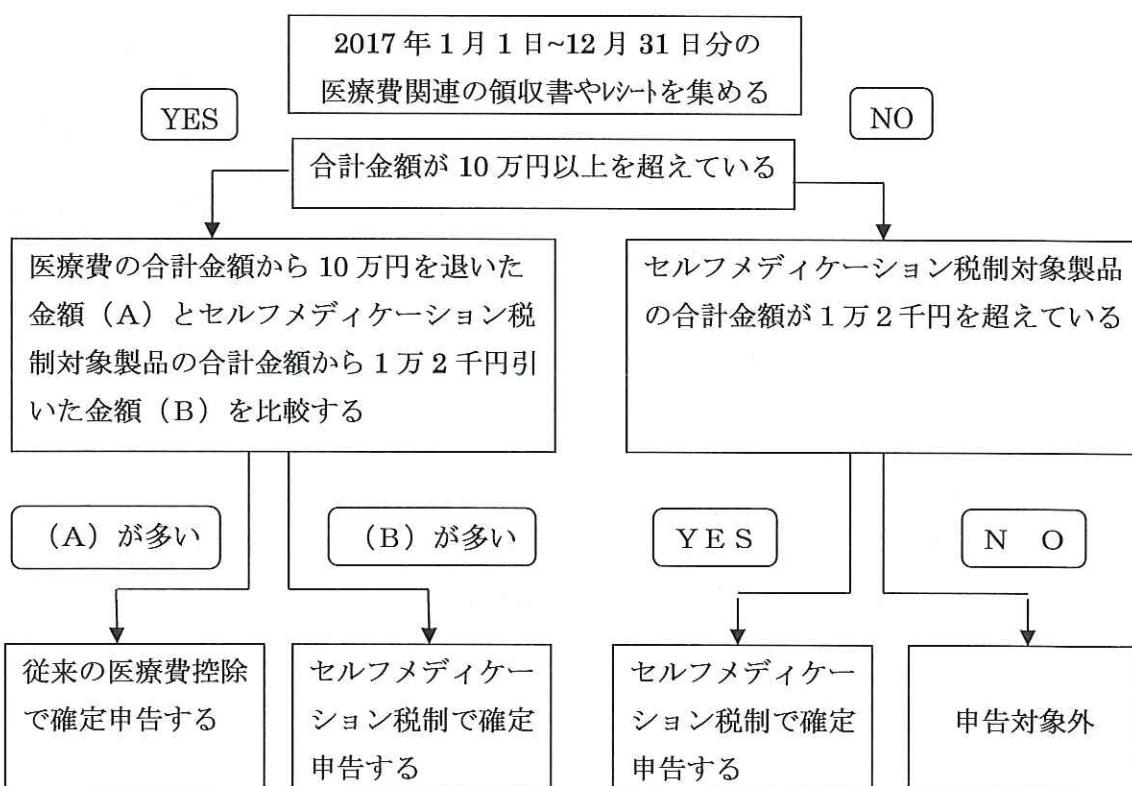
○△薬局 帳収書
2017年12月1日(金) 17:00
★ナ・グ・ズ ￥1,300
カヨウド・リク ￥540
洗剤 ￥800
小計 3点 ￥2,640
合 計 ￥2,851
消費 税 ￥211
★印はセルフメディケーション税制対象商品

たとえば、従来の医療費控除が10万円以上でなければならぬのに対して、セルフメディケーション税制は1万2千円を超えるべしとれます。ただし、対象となる医薬品はスイッチOTC医薬品に限られるため、幅広く医療費の自己負担分が対象となる従来の医療費控除と比べると範囲は狭くなります。スイッチOTCの医薬品とは、もともと医師の処方がなければ買えなかつた医療用医薬品を薬局で購入できるように転用したもの。たとえばロキソプロフェインを含む痛み止めやインドメタシンを含んだ湿布薬などです。具体的な対象医

薬品は厚生労働省のサイトに掲載されているので確認をする必要があります。購入した医薬品が対象製品である場合、レシートに★印などが印字されています。また製品のパッケージに識別マークが印字されています。また、製品のパッケージに識別マークが印字されているものもあります。まずは、今年1月1日から12月31日までの医療費の領収書や購入した医薬品のレシートを手に、提携したフローチャートに従ってどちらの税制で申請した方が有利かを考えてみましょう。

控除される金額は「所得×税率」になるため、共働きの場合には、所得の高い方が申告することもポイントです。

医療費控除のフローチャート



確定申告の時期は来年2月16日からですが、慣れないと時間がかかるもの。領収書やレシート類は今から整理することをおすすめします。また、今年はうっかりレシート類を捨ててしまっていたという人は、是非本年1月1日から集めることを習慣づけてください。医療費に限りませんが、集めたレシートをもとに自分が何にどのくらいお金を使っているのかを把握することは家計を見直すためにはとても重要なことですから。

医療費控除やセルフメディケーション税制を賢く利用し、家計の負担を小さくするとともに、自分の健康は自分で管理するというセルフメディケーションをしっかりと身につけること。経理の知識を活用して賢い日常生活をしてまいりましょう。

実際の確定申告の方法については国税庁のホームページに詳しく掲載されていますので、そちらをご覧ください。

【ちょっと気になる新聞報道】



経団連 保育所整備 負担表明へ

平成 29 年 11 月 30 日 日本経済新聞「朝刊」

経団連の榎原定征会長は 30 日、政府が保育所整備などに充てる 3000 億円の追加負担を受け入れる考えを正式表明する。女性の活躍や子育て支援は企業にも恩恵が大きいと判断した。一方 2018 年度予算の最大の焦点となる医師の技術料などの診療報酬本体と介護報酬はマイナス改定を求める。負担を企業だけに押し付けないよう国にも財政規律を促す。

榎原氏が 30 日に開く「人生 100 年時代構想会議」で表明する。経済界は政府の子育て政策に協力し、18 年度から 20 年度まで段階的に年 1000 億円ずつ企業の拠出金を増やす。認可保育所や企業主導型保育所などの保育の受け皿整備の費用にする。



経団連は会員企業に追加負担を求めには政府の歳出削減が不可欠とみる。診療報酬 1 % プラスにすると、約 4000 億円も企業や個人の保険料や税金が重くなる。介護報酬も 1 % プラスで約 1000 億円の負担増だ。

経団連は 18 年の春季労使交渉で企業に 5 年連続で賃上げを要請する。ただ賃上げ分の半分程度が社会保障料の支払いに回わり個人消費を押し上げる効果が薄く、社会保障改革が必要と訴える。消費税 10 % の引き上げも負担増の前提とする。

努力生かせぬ介護

平成 29 年 12 月 1 日 日本経済新聞「朝刊」

排水速度が通常の 2 倍の浴槽、利用者のリハビリ記録を一括管理するナビゲーションシステム。介護する人の負担軽減と、介護される人の快適さを高める先端機器がそろう。パナソニックエイジフリー（大阪市門真市）がさいたま市に開いたデイサービス施設だ。大手メーカーならではの技術力でサービス向上に挑む。

大企業が挑む

「人手と時間が必要な業務を効率化し、高齢者に手厚く寄り添う」。施設の女性職員は胸を張る。同社は職員 1 人のリモコン操作でベットを車いすに変え、1 分ほどで寝たきりの人を移せる体制も整えた。高齢者の転倒率の低さなどの安全面もアピールする。



厚生労働省によると 2025 年度に必要な介護職員は約 253 万人。対する供給見込みは約 215 万人で 38 万人が不足する計算だ。介護ロボットの活用など生産性向上は扱い手不足解消の切り札となる。

だが、介護は企業の創意工夫を十分に生かせる仕組みとなっていない。どのような状態の人に、どのようなサービスをしたかで介護の報酬は決まる。人員配置の基準も厳しく、デイサービスだと原則 5 人の利用者に職員 1 人が必要。ロボットも使い効率的にサービスを提供しても、人手は減らせない。エイジフリー社も拡大戦略の修正を迫られた。がんじがらめの決まりが企業を縛る。

成果が裏目に

「筋トレを増やしましよう」。エムダブルエス日高（群馬県高崎市）のデイサービス施設。リハビリに励む 40 代男性に職員が声をかけ、専用メニューで後押しする。ただ健康体に近づけば経営はマイナスだ。要介護度が 3 から 2 になると、月の費用は約 15 万円から 10 万円程度に減り、事業者の収入も減る。北嶋史誉社長は「成果に報いる制度にしないと健康な高齢者は増えない」と嘆く。

介護は工夫次第で生産性を高める余地が大きい。通所介護の利益率（税引き前）は月の利用者が 300 人以下だとマイナス 4% だが 901 人以上はプラス 10%。資材の共同調達や組織集約が寄与する。介護事業に参入した SOMPO ホールディングスの桜田謙悟社長も「事業者には一定の規模が必要」と説く。

だが、現実には零細な社会福祉法人が多く、産業としての経営効率は低い。日本生産性本部によると、就業者 1 時間当たりの実質労働生産性（15 年）は、介護を含む「保険衛生・社会事業」が 2,671 円。製造業（5,228 円）の半分だ。



日本の高齢化は世界最速で進む。社会保障給付費は団塊世代がすべて 75 歳以上になる 25 年度。150 兆円近くになる。15 年度の 3 割増しだ。高効率の企業の競争で生産性を高める。元気な高齢者を増やし、国の費用も抑える。これからアジア各国も高齢化する。生産性向上で難関を突破し、世界にそのノウハウを提供できれば、日本の新たな成長の源にもなりうる。

介護不安、民間保険で軽減

平成 29 年 12 月 2 日 日本経済新聞「朝刊」

介護を必要とする人の増加に伴い、介護関連の民間保険が多様化している。介護度の改善で保険金が出たり、介護をする人の収入減をカバーしたりす商品が登場した。今のところ加入できる人に限りがあるが、上手に活用すれば介護に伴う経済面の不安を軽くする効果がありそうだ。

リハビリに活力

「リハビリを頑張る良いきっかけになりそう」。公的介護保険制度で要介護 2 に認定されている都内の女性（81）が注目しているのは、SOMP O ホールディングスとアイアル少額短期保険が 9 月から取扱いを始めた新型保険「明日へのちから」だ。

現在の民間介護保険は元気になるうちに加入し、公的介護保険で一定以上の要介護度認定されたら保険金が出る商品が主流だ。給付要件を満たすと、まとまった金額が一時金として支払われるタイプの商品もあり、介護状態を改善する経済的インセンティブは働きづらかった。



「明日へのちから」は正反対の商品だ。加入できるのは、要支援・要介護認定を受けた人で、介護度が改善すると保険金が給付される「国内初の商品」。年間保険料は 5 千円、1 万円、2 万円の 3 種。状態が改善すると払った保険料の 5 倍の保険金が出る。1 年間の保険期間中、保険金は 2 回まで支払う。加入できるのは現在、SOMP O グループの介護施設の入居者のみだが、いずれはグループ外の施設への拡大も検討したい。（安藤社長）

介護費用抑制のため、国や一部の地方自治体は入居者の状態を改善させた介護施設への報酬を手厚くする方針へとかじを切り始めている。SOMP O ホールディングスは「施設側のインセンティブにもなる保険商品への関心は高まる」とみている。

離職防止に寄与

介護を担う世代の介護離職も社会問題になっている。三井住友海上火災保険とあいおいニッセイ同和損害保険が 10 月に発売したのは、要介護 2 以上に認定された親のために介護休業を取得した人の収入減をカバーする保険だ。



介護休業は法的には家族 1 人あたり 93 日まで認められ、条件を満たせば、雇用保険から休業前の賃金の 67% の給付金を受け取れる。しかし 93 日を超えると公的に給付金はなくなり、無休となる例も多い。働けなくなるリスクに備える保険には就業不能保険があるが、「親の介護休業は保険金給付の対象外なのが一般的」（三井住友海上）だ。

新型保険は月収を上限に、公的な給付金が終了した後も保険金が出るので、休業が長期に及んだ場合の収入をカバーできる。企業と契約する場合の団体保険の特約なので誰でも加入できるわけではないが、「介護離職防止の観点から、関心を持つ企業は多くなっている」という。…中略…

介護に関連した民間保険の拡充は当面続きそうだ。ただ、新型保険の加入者が限定されているというように民間保険が介護問題をカバーできる範囲には限界がある。

介護にまつわる経済不安に対応するには、貯蓄などの自助努力も欠かせない。

3～5歳児教育無償化、介護福祉士 月8万円賃上げ

「人づくり革命」2兆円（政府案）

平成29年12月5日 読売新聞「朝刊」

安倍内閣の看板政策「人づくり革命」実現に向けて、政府が8日に閣議決定する2兆円規模の政策パッケージの全内容が4日明らかになった。

幼児教育・保育の無償化

- ①0～2歳児は当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める
- ②3～5歳児の全ての子どもの幼稚園、保育園、認定こども園を無償化、認可外保育費の無償化の対象範囲は、来年夏までに結論を出す
- ③幼児教育の無償化は19年4月から一部を開始し、20年4月から全面的に実施する。



大学の無償化

- 住民税非課税世帯の子どもは国立大学の授業料を免除し、私立大学は一定額まで対応する



保育士、介護士などの待遇改善

- ①保育士は2019年4月から1%（月額3,000円相当）賃金を引き上げる
- ②介護サービス事業所の勤続年数10年以上の介護福祉士は19年10月から額平均80,000円相当の待遇改善を行う
- ③介護分野での外国人の受け入れや、出産・育児で退職した女性や定年退職した高齢者らがビジネスの技能を磨くリカレント（学び直し）教育を推進する



医療・介護 効率化半ば

平成 29 年 12 月 7 日 読売新聞「朝刊」

負担増施策見送り「厚労省方針」

厚生労働省は 6 日、2018 年度の診療・介護報酬改定に伴う制度改正の基本的な方針をまとめた。重症者向けの病床で軽症者を多く受け入れる病院の報酬を減らし、介護を受ける人を自立させる取組みは報酬を手厚くする。団塊の世代が 75 歳以上になり社会保障給付が急増する 25 年に向けて制度の無駄を見直すが利用者の負担増になる施策は見送りも目立つ。

介護ではリハビリによって心身の状態を改善するなど成果を上げた場合に報酬を手厚くする。一方で過剰な訪問介護を減らすために集合住宅で隣接する事業者からサービスを受ける人の利用回数を減らす。大規模な通所介護（デイサービス）事業所は、収益率が比較的高いことから、報酬を減らす方針だ。…中略…

利用者の家を訪問し掃除や調理を手掛ける生活援助は、過剰な利用者が目立つとして利用回数の上限設定を設ける声があったが見送られた。

政府、新たな経済政策を発表（社会福祉の部分のみ抜粋しています）

平成 29 年 12 月 9 日 日本経済新聞「朝刊」

政府は 8 日、生産性革命と人づくり革命を 2 本柱とする「新たな経済政策」を決定した。

「人づくり改革」の内容と財源

項目	規模	対象
3～5歳児の無償化	8,000 億円	幼稚園、認可保育所、認定こども園
0～2歳児の無償化	100 億円	当面、住民税非課税所得者を対象として推進
保育の受け皿	3,000 億円	20 年度末までに受け皿を整備する
介護人材の待遇改善	1,000 億円	<ul style="list-style-type: none">・介護サービスにおける勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額 80,000 円相当の待遇改善をする（19 年 10 月から）。・自立支援介護を 18 年度介護報酬改定で適切に評価する。・介護ロボットやセンサーの活用に関して 18 年度改定で介護報酬や人員・設備基準の見直しを行う。

介護報酬 0.5%程度上げ 政府調整 国民負担 500 億円増

平成 29 年 12 月 14 日 日本経済新聞「朝刊」

政府は 13 日、介護報酬を 2018 年度から 0.5% 程度上げることで調整に入った。前々回の 12 年度の改定以来の増額となる。人件費の増加などで経営が低迷する介護事業者に配慮する一方、国民負担は 500 億円規模で増える見通しだ。医師の人件費などに充てる診療報酬の本体部分が 0.55% 増となることに続く増額改定で、膨張が続く社会保障費の抑制は後退する。介護報酬は国が決める介護サービスの価格で原則 3 年に 1 度見直す。18 年度は 6 年に 1 度の診療報酬と同時改定。…中略…



前回の 15 年度改定ではマイナス 2.27% と大幅に引き下げられた。与党や介護事業者からは報酬の増額を求める声が強まっていた。政府は介護職員の待遇改善も進めている。全体では増額改定となるが、厚生労働省は、要介護度の改善などに成果を上げた事業者の報酬を手厚く、収益率が比較的高い大規模なデイサービスの事業者などは報酬を減らすなどメリハリをつける方針だ。

介護にかかる費用は 25 年度には足元の 2 倍の約 20 兆円まで膨らむとの推計もある。今回の増額改定で保険料は負担はさらに膨らみ、財政の健全化も遠のく。

介護報酬 0.54% 上げ 政府、来年度 6 年ぶり増額

平成 29 年 12 月 15 日 日本経済新聞「夕刊」

政府は 15 日介護サービスの公定価格となる介護報酬を 2018 年度から 0.54% 上げることを決めた。介護事業者の経営状況に配慮し、12 年度の前々回改定以来 6 年ぶりに増額する。事業者の収入が増えて介護職員などの待遇改善が期待できる一方、財政や利用者、保険料への負担は増える。

安倍晋三首相が同日午前、首相官邸で麻生太郎財務相と会談して決定した。介護報酬は原則 3 年に 1 度見直す。

介護報酬の財源は利用者が払う原則 1 割の自己負担を除くと、国や地方の負担増と、40 歳以上の個人と企業が拠出する保険料とで半分ずつをまかなっている。

今回の増額改定で国費ベースの負担額は 150 億円増えることになる。厚労省の調査では、介護事業者の 16 年度の利益率は、平均 3.3% で 14 年度調査の 7.8% に比べ縮小した。



前回の15年度改定で介護報酬がマイナス2.27%と大幅に引下げられたことや、人手不足による人件費の増加が響いている。一方で訪問介護や通所介護など比較的の利益率が高いサービスもあり効率化の余地が少ないとの指摘も根強い。

一方、障害福祉サービスの公定価格である障害福祉サービス報酬は0.47%引き上げる。約60億円の国費が必要となる。

知りておきたい！ 運命を変える、ガン知識

日本人男性の3人に2人、女性の2人に1人は生涯でガンを発症するといいます。ガンは決して「他人ごと」ではありません。

ガン大国なのにガン検診受診率は最低水準

日本の人口10万人あたりのガン死亡者数は、アメリカの1.6倍です。日米の差はガン検診の受診率であり、日本の受診率は先進国の中でも最低です。

例えば、子宮頸ガンの検診受診率はアメリカでは8割以上が受診しているのに対し日本では4割ほどにとどまります。ガンは早期に見つけられれば、9割近くは治る病気になります。早期発見のためには自覚症状が出る前に定期健診を受けることが非常に重要です。

40歳を過ぎたら
乳がん検診



今日からできる！ ガン予防 …生活習慣改善と早期発見の努力

ガンの原因には、遺伝によるものは5%程度で、1/3が喫煙、1/3が喫煙以外の生活習慣やウィルスや細菌の感染によるものといわれています。良い生活習慣を行っても発症する可能性がありますから、検診による早期発見が大切です。

- タバコの煙には、ベンゾピレンなどの発ガン性物質が含まれ、喉や肺ガンの発症を高めるだけでなく、発ガン性物質が全身に運ばれると、すい臓ガン、肝臓ガンの発症を高めてしまいます。喫煙は寿命を10年縮めるといわれています。
- お酒を飲むと顔が赤くなるひとはアルコールの発ガン物質を十分に分解できていない人です。そのような人が3合以上お酒を飲むと食道ガンのリスクは10倍、同時にタバコを吸うと30～70倍にもなります。
- 魚や大豆、アブラナ科の野菜、コーヒーと緑茶は胃ガン予防につながります。胃ガンの約95%はピロル菌への感染に起因します。塩分の多い食事はピロル菌への炎症を助長するので控えましょう。



理士法人あおぞら

〒516-0061

伊勢事務所 三重県伊勢市宮川2-3-17

TEL 0596-24-6770

〒510-0075

四日市事務所 三重県四日市市安島1-6-14

ラ・テラビル7階

TEL 059-329-6670

社会福祉法人経営アドバイザー

ファインシャルプランナー

前野 三駒